

昭和四十六年三月十六日(火曜日)

出席委員  
李賈長  
高爾  
英吉母

理事 小澤 太郎君 理事 鍛治 良作君

理事 田中伊三 次君  
理事 福永 健吉君  
理事 沖本 泰幸君

理事 岡沢 完治君  
石井 桂君  
江藤 隆美君

唐沢俊二郎君  
島村一郎君  
中村弘海君

永田亮一君

松本十郎君  
村上勇君  
黒田寿男君

林青柳  
孝矩君  
山田太郎君

出席國務大臣  
法務大臣　植木庚子郎君

政府委員

法務省民事局長 川島一郎君

委員外の出席者  
最高裁判所事務  
顧  
正二君

總局民事局長  
最高裁判所事務  
最高裁判所長  
檢察官  
檢察官

總局刑事局長  
法務委員會調查  
福山忠義君

卷之三

委員の異動  
二月十六日

補欠選任

中尾 栄一君 中村 弘海君

第一類第三號 法務委員會議錄第十一號

昭和四十六年三月十六日

<p>同日</p> <p><b>辞任</b></p> <p>唐沢俊二郎君</p> <p>中村 弘海君</p> <p>向山 一人君</p> <p>島村 一郎君</p>	<p>山手 満男君</p> <p>中尾 栄一君</p> <p>山手 満男君</p> <p>中尾 栄一君</p> <p>島村 一郎君</p>	<p>補欠選任</p>
<b>本日の会議に付した案件</b>		
民事訴訟費用等に関する法律案(内閣提出第七九号)		
刑事訴訟費用等に関する法律案(内閣提出第八〇号)		
民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律案並びに民事訴訟費用等に関する法律施行法案(内閣提出第八一號)		
民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)		
<b>○高橋委員長</b> これより会議を開きます。		
民事訴訟費用等に関する法律案、刑事訴訟費用等に関する法律案並びに民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案の各案を議題とし、審査を進めます。		
質疑の申し出がありますので、これを許します。 畑和君。		
<b>○畠委員</b> 今度の法律によりますと、民事訴訟法のほうですけれども、期日の指定あるいは期日の変更または証拠の申し出、こういったものがよつちゅうあるようありますけれども、その手数料を廃止することになつてますが、この理由はどういうわけなのか。ある意味では期日の変更とか期日の指定、または期日の統行などについて手数料を負担させておつたということは、一種の制裁的な意味もあつたのではないかと思います。そういうことだとすると、今回廃止したのは		

それと別な何か理由があるのか。そのことからすれば逆ではないかといふ印象がするのです。ただ、しょっちゅうあることであるから、これは一々印紙を張つたり何かするのは非常に煩瑣だ、こういうことであろうかとも思うのですが、従来期日の指定や何かはそういう制裁的な意味も若干加わつておるのではないか。そういう点からするとどうなのかという点でございます。したがつて、手数料に対するいろいろの考え方が変わつたのかどうか。

これに関連して、控訴の提起については第一審の額の一・五倍、上告の提起については第一審の二倍という額の手数料を負担しなければならないということに現在はなつております。また今度もそうですが、このことはみだりにいろいろ上訴をさせるということを防ぐという意味も相當含まれていると思うのです。民事訴訟法の三百八十四条ノ二というのがあります。これは途中から入つた、そいつた乱訴等を防止するために入つた規定であるわけです。これは明らかに上訴権の乱用者に対する制裁として、上訴に関する印紙金額の十倍以下の金銭の納付を命令することができる、こうしたことになつておる。ところでこの制度の実情はどうか、そいつた必要性があつたので特に三百八十四条ノ二というものを設けたのだろうと思うのですが、その結果実際にどれだけこの制度が適用になつておるかということを、統計等でもありましたらお示しを願いたいと思うのです。

この三百八十四条ノ二の規定と、本法案の九条の第二項の一號に規定してある控訴の提起に対して口頭弁論を経ない控訴の却下の裁判の確定の場合の手数料の二分の一を還付する規定との関連は一体どうなかといふこともあわせて聞きたいのあります。いろいろ質問が続けてありますけれども、ひとつ覚えておいていただきたい。

なお、九条の一項の第一号には、「訴え若しくは控訴」とあって、上告ということが入ってない。上告の場合には還付は受けられないといり理由はどうなのか、その区別した理由はどうなのか。

以上まとめて、手数料の問題についてお伺いいたしますが、法務省あるいは最高裁のほうから御答弁を願います。

○貞家政府委員 まず第一点の期日の指定、変更あるいは証拠の申し出について手数料を徴しないこととした点でございます。御承知のとおり現行法におきましては、それが独立の手続を開始するものであるといなとを問わず、どんな中間的な付隨的なものでありましても、あらゆる申し立てにつきまして印紙を貼用することを要求されているわけでございまして、その印紙の額は十円あるいは二十円というようなきわめてさまたな額の印紙を張らなければならぬというふうになつておるのでございます。ところが、申し立ての中には、御指摘の期日の指定あるいは証拠の申し出といふように、どんな事件でも必ずひんぱんに行なわれる性質の申し立てがございます。こういった申し立てにつきましては、本来訴えを起こす、あるいは控訴を提起するという基本になる申し立ての手数料の中ですでにまかなわれておるというふうに考えることも不可能ではないわけでございます。そうした当然審理の過程において、あらわれてまいります、しかも数多く出てまいりますそういうつた申し立てにつきましては、無差別にそのつど、さして意味のないような額の金錢を徴するといふことは、現在おきます手数料の取り方としていかがなものであろうかといふことが考えられたわけでございます。

なお、そういった申し立てにつきまして、必ず手数料を納めなければならないといふことになり

ますと、もしそれを怠つた場合には、その申し立てを却下するとかいうようなことになりますれば、結局は事件の迅速な進行にも差しつかえるといふことが起つてくるわけでござります。さらにはのみならず、そういつたきわめて少額の印紙をそのつど当事者が貼用する、そして裁判所書記官がそれを審査するというようなことになりますと、当事者、裁判所、ともに非常にわざわしい仕事に忙殺されることになるわけでございまして、むしろそういうまつたまつた印紙の貼用、それと半う事務じゅうじぶらば解放へをしまして、

裁の役に立たせようと、そういう考え方もなくはないと思いませんけれども、それは必ずしも妥当ではないのではないか。したがいまして、そういう手数料というものの考え方につきましては、従来と変更はいたしてないつもりでございます。そういうつたままつなものを見落して、基本的なものに含めると、いう考え方でございます。

そういうた中間的、付隨的な申し立てについて現在要求しております印紙の額は、先ほど申し上げましたように、きわめてさまたなものでございましたから、これを手間と手数料という点から考え方としても、この手数料がきわめて軽微であります。むしろその手数料を徴するための事務量のほうが金銭的に評価すれば大きいということも言えるのではないかと思われるわけでございまして、また、そういうた状況でござります以上、十円、二十円の印紙を貼用するということは、必ずしも制裁的な意味があつたとは思ひませんし、また、そういうた効果を現実に持つてはいるということは、とうてい考えられないわけでございまして、これはやはりそういうた申し立てに対しまして、それを審査し裁判所が応答義務を負う、そういうた制度を利用するための対価と申しますか、手間に 대해서払われるべきものだという性質におきましては、これは特に変わつていなかつたと思うのですが、

裁の役に立たせようといふ考え方もなくはないと思いますけれども、それは必ずしも妥当ではないとのではないか。したがいまして、そういう手数料といふものの考え方につきましては、従来と変りました態度でございますし、また外国の立法例に加へましたときます場合に、第一審での判断資料に加へられたままのものを省略して、基本的なものに含めたいという考え方でございます。

第一の控訴の提起につきましては、訴えの提起の一倍半、上告につきましては二倍という率でございますが、これは從来明治以来ずっと続けておられる法律問題といふものが出てくるわけでございまして、その態度を踏襲したわけでもございません。もちろん、これは訴訟費用のうち裁判所に納める手数料といふものが全然無料ではないということは、結果的に申しますと、乱訴なり乱上訴を抑制するという作用を営んでいると思ひます。しかし、訴訟費用の制度としてそらべたまではあります。しかしながら、常にそういう制裁的な要素といふものを見重視いたしまして、高額にするというわけにもまいりません。一倍半、一倍という金額は、東西を問わずほぼ普遍的になつてゐるようと思われるわけでござります。

そこで、御指摘の民訴法三百八十四条ノ二の場合でございますが、これは控訴を棄却いたします際に、控訴が訴訟の完結を逓延させる目的のみのためになされたと認められる場合でございます。これはまさに制裁的な意味があるのでございましょうが、これは控訴の実体に入つて内容を審査いたしまして、結局その控訴の提起が訴訟をおくらせず

あつたと認められる場合だけに限るわけでござります。これに対しまして、今回民事訴訟費用等に関する法律の九条の二項の各号についておりましては、却下あるいは取下げの場合でございまして、いわば玄関払いの場合でございます。この場合には実質に入らず、いわば入り口で却下されると考えられたわけでございまして、もちろん、その中には実質的に見ますと、これは不当な控訴、訴訟遅延のための控訴あるいは上告があつたという場合もございましょうけれども、これはとにかくそこへ行き着く前のいわば玄関払いの場合でござりますから、そういうた判断をいたしまして、制裁的に民事訴訟費用法三百八十四条ノ一と同じような取り扱いをここで考えるということは、きわめて困難かと考えるのでございます。したがいまして、そういった区別が出てくるわけですがございまして、一見いたしますと棄却の場合には、取り上げられてしまう。却下の場合にはこれは返してもらう、おかしいではないかといふ感じもいたしますわけですが、それとも、よくよく考えてみますと、やはりそれは事案が違うわけでございまして、私どもはこれは矛盾した態度であるとは考えていいないのでござります。

に事件を送付する前に「取下れ」とこれが半額還付の事由になつてゐるわけでございます。やや控訴の場合と異なつておりますが、これは控訴提起の方法と上告提起の方法と違いまして、控訴を提起いたします場合には、控訴訟は原審あるいは必ず原裁判所に上告状を提出いたしまして、民事訴訟法の三百九十九条におきまして、実質ではございませんが、その上告について実質に近い審査が行なわれる、そういう上告審査手続があるわけでございます。したがいまして、その時点をとらえるのが相当ではなかろうか。また上告審に事件が参つてしまふと、今度はいわば上告審は書面審理が原則でござりますから、前段階と本段階と申しますか、予備と本審との限界といふものは必ずしも明確に手続上区別されていないわけでございまして、この場合に控訴と同じよう取り扱うということは適当ではない、手続上はつきりとした段階がござりますので、そういうた段階でもつて区別をいたしまして、そこで却下あるいは取り下げが生じた場合に原則として半額を還付するということにしておこうが適当ではないかと考へた次第でござります。

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

の第二条第六号の訴状などの書記料、これにつけては最高裁判所がきめるということに今度の法律案でなっていますが、どの程度を考えていくのか。私も最近しばらく訴訟の実際に関係しないで、いま幾らだったか忘れましたけれども、これをどのくらいに考えているのか、聞きたいと思います。

す。

訴状等の書記料の額は、最高裁判所規則で定められたことになつてあります。現在事務段階で予定しております額は、日本工業規格B列五番の用紙一枚につきまして五十円、半枚に満たないものは二十五円、その程度のことを考えておりました。図面につきましては、「葉につき百円程度のところを考えております。これは裁判所が交付する正本あるいは謄本等の交付手数料が法案における正本として一枚につき五十円と定められておりまして、戸籍簿の正本、謄本等の交付手数料が一枚につき五十円であるということを考慮して、この程度の額を考えていくわけでございます。なお現行民訴費用法では一枚につき十五円という規定になつております。

どが訴状等提出のために裁判所に出頭したその中で、頭日当、これが訴訟費用に含まれないようになつておるよう思われます。従来はこれは出頭日当で、訴状等をういつたものをいろいろ提出するのには日当を計上するようになつておりますが、そちらは今度はそういうふうになつておらぬで、郵便料金が何かの最低のものになつておるようです。こちはどういうことなのが承りたい。

○貞家政府委員 訴状等の書類を提出するためには裁判所におもむいた場合の旅費、日当の点でござりますが、現在解釈は必ずしも統一されてゐるわけではないと存じます。裁判例といたしましてはあまり直接取り扱つたものはないようでございまですが、答弁書提出のための旅費、日当につけては

訴訟費用にならないというような、これは下級審の古い判例でございますが、そういうたものはあるようでございます。ただ実務上、訴状あるいは支払い命令提出のための旅費、日当が訴訟費用になるというような取り扱いもされてゐるようでございます。しかし、今回の法律案によりますと、御指摘のとおり現実に出頭いたしましてもそれは郵便料と書留料となる。「第一種郵便物の最低料金に書留料を加えた額」ということになるわけで

すか。その当事者あるいは証人がどうしても当事

ながそりうしたことにしてたのかといふ理由でござりますが、今回の法律案は、従来訴訟費用の範囲といふものにつきまして法律が概略的な規定をしておりまして、「権利ノ伸張又ハ防禦ニ必要ナル限度ノ費用」といふよろな抽象的な表現で、何がそれに入るかと云ふことを全く実務の慣例あるいは解釈にまかせると云ふことになつてゐたわけでござりますが、いろいろはつきりしない点がござりますので、むしろその訴訟費用となるものの項目を列挙的にあげるといふこと、それからその額にいたしましてもそれぞれそのつどいろいろ考究方で計算をするといふ態度をやめまして、はつきりと固定額、固定額といふましても金何円といふふうにきめるわけではございませんけれども、客観的に計算できるはつきりした金額に改めたわ

そこで、訴状その他の書面を裁判所に提出するために出頭したという場合でございますが、これは本来出頭が要求されているわけではないのでございまして、郵送の方法でも足りることになるわけでございます。そこで訴訟費用の負担をどうするかということにつきましては、やはり敗訴の当事者が原則でございますが、訴訟費用を結局負担する者、その負担といふことも考えなければならぬわけでございまして、そういうふた公平の考慮ということが必要であろうかと思ひます。また計算を単純化する、画一化するといふことが、やはりこの制度の将来にとって望ましいことである、というふうに考えられるわけでございまして、そ

ういつた公平化をはかるということ、計算の単純化をはかるということから、これは必要な最低限度の費用にしぼつたわけございまして、そういう郵便で足りるものにつきましてはその郵便料金を基本にするということに改めたわけでござります。

は、やはりそれに相応した額であることが適当だ  
と思います。ところが、二つへつて事

と思ひます。事件につきまして個々別々に価額を法定するといふことは困難でございますので、地方裁判所が取り扱うべき事件だということに着目いたしまして、地方裁判所の取り扱う財産権上の請求の訴えの最も低いところの手数料の額に合わせたわけでござります。つまり三十万円をとえるわけでございまして、五万円刻みになつておりますので、三十五万円のところに合わせたということになるわけでござります。

実際問題といったしまして、こういった事件は訴訟の価額が三十万円である一般の財産権上の請求に比べますと、よほど事件の中身はむずかしい。複雑で審理に手間がかかるということは否否でござらないところだと思っております。從来よりそういった考え方から、簡易裁判所、あるへは昔

訟、あるいは婚姻、親子等に関する身分上の法律関係に関する訴訟が代表的なものだと思われるのですがござりますが、そういうたものはいずれも事件の内容といいたしまして複雑困難な部類に属しますし、また、その結果によつて当事者が利益を得ました失う、そういうつた利害の非常に大きいものがあるわけでござります。したがいまして、そういうつた裁判所の手数もかかり当事者の利害も大きいところのこういつた事件の手数料の額といふもの

ことでもいろいろ案がございまして、必ずしも從来とつて来た方式を踏襲してそのまま金額を改めるということをしなかつたわけでございまして、今回それを從来行なつておりましたように両者を合わせるということにいたしたわけでございます。

○烟委員 次に、別表第一のうちの四の項ですね。「請求について判断をしなかつた判決に対する控訴または上告の提起」これについて本案判決に対する控訴または上告の二分の一でよろしくどうことになつておりますけれども、この理由は何か、お尋ねいたしたい。

○貞家政府委員 別表第一の第四の項におきましては、請求について判断をしなかつた判決に対する控訴または上告の提起につきまして、本来の通常の控訴、上告の場合の半分だということになつてゐるのでございますが、請求について判断をしないつまり訴訟判決でございますが、そういった判決に対して上訴いたしますと、訴訟要件の存否、つまり当事者能力あるか、訴権あるか、当事者適格あるかどうかというような審査をいたすことになるわけでございまして、またそれに限られるわけでござります。そして訴訟要件の存在が認められればこれは差し戻すということになるわけでございまして、その後は差し戻してござりますから、前の原審の審理が復活するというような形になるわけでございます。これは民事訴訟法三百八十八条、それを適用いたしました三百九十六条でそういうことになつておるわけでござります。したがいまして、そういうふた訴訟要件に対する判断だけを求める結果になる。そういうふた申し立てにつきまして、やはり通常の本案まで入つて審理をすることを求める申し立ての場合に比較いたしまして、これは手数もからない、簡単であるということことで、半額にしたのでございます。

○烟委員 次に、同じく別表第一の八の項ですね。再審の訴えの提起の場合に、簡裁と簡裁以外の裁判所と區別して、簡裁の場合に五百円、それ以外の場合が千円、こうして固定金額とした理由は何か、それを承りたい。

○貞家政府委員 再審につきましては、從来は通常の訴訟と同じような取り扱いをしていたのですが、再審の訴えにつきましても、これは手続を觀察いたしますと、民事訴訟法四百二十条にあります再審事由の存否を判断するということになるわけでござります。その存在が肯定されればまた前の審理のやり直しとなるわけになりますと、その前段階としての再審事由があるかないかといふことの判断だけであるということからいたしますと、どうしても通常の訴えよりは低額にする必要があるわけでございますが、今回の法律案はなるべくわかりやすくすると申しますか一化する、均一化するというようなことから、これは低額に親しむのではなかろうか。ただし簡易裁判所事件と地方裁判所以上の事件とではかなり差異もござりますし、簡易裁判所につきましては、そもそも訴えの手数料の最低額でござります五百円というところに合わせまして、それを下るということは適當ではないだろう。そこで五百円として、その他の場合にはその倍額といふことにいたしまして千円としたわけでござります。これはランクが百円、二百円、三百円、五百円、千円というおおむねわかりやすい金額をとっておりますので、そういう結果にもなつてゐるわけでござります。

拒否、民事訴の二百八十四条の証言の拒否についても同じことになつておりますけれども、民事訴訟法の規定に基づく行政処分または刑事処分のほかに、この法案によつてもなお処分を行なう、こういう趣旨なのかどうか。さらに統けて申しますが、この規定からは最も悪質な行為であると考えられる宣誓と証言を偽証した場合については何らの規定はないと思うけれどもどうか。偽証した場合は含まれないとすると、その点公平を失することにはならないか、こういう点であります。この点を御答弁願いたい。

○貴家政府委員 今回の民事訴訟費用等に関する法律案の第十八条の三項に、新たにいま御指摘の規定が入つてゐるわけでございますが、実はこれと同趣旨の規定は刑事訴訟法百六十四条の二項にござります。なお、これは証人に関する規定でございますが、鑑定人とかその他につきましては百七十一条、百七十八条で準用いたしておりますし、今度の施行法によりまして改正されます刑事訴訟法の百七十三条の二項でも同趣旨の規定を入れてあるわけでございます。この三項の場合は、あらかじめそいつた旅費、日当その他の費用を受けまして結局は出頭しない。したがつて、証人としての義務履行もしないといふことでございますから、それに対する補償はしません。したがつて、あらかじめ渡したらそれを取り返しますのはいわば当然の事理だと思われるのですがござりますが、民事訴訟費用については從来そいつた趣旨の規定がございませんでした。ただ、これは特に何らかの処分をするという考え方ではございません。実体上、国が当該証人等に対しまして返還請求権を持つといふことを宣明しただけでございまして、これは任意の履行に待つ。あるいはどうしても返さなければ、通常訴訟によつて取り返すところまでござりますけれども、それとあわせて何らかの処分といふ意味合いでございません。したがつて、御指摘のとおり刑事罰あるいは過料の制裁はござりますけれども、それとあわせて何らかの処分が行なわれる。処分が三重になるということに

なるわけではないのでございまして、いわば不当にやつてしまつたから返してもらうという単純な事柄でございます。

第二の点で、偽証の場合はどうかといふ問題でございますが、これは非常にむずかしい問題で、実は御納得いただけるようなお答えができるかどうかわからないのでございますが、どうも從来からそういう手当てといふものはなかつたわけでござります。刑事についてもございません。これを考えてみますと、これは非常に常識的なお答えになるかもしませんが、偽証につきましてはかなり重い刑事罰が科せられております。これは刑法百六十九条でござりますが、たしか三ヵ月以上十年以下の懲役というようなかなり重い刑事罰でございます。そういう点も考慮されることがあるかと存します。ただ、これは刑事の問題であつて、民事の返還請求とは別ではないかといふ議論も当然あるかと思いますが、この十八条三項でいつておりますのは、不出頭、宣誓拒否あるいは証言拒否といふような非常に形式的に明白なことをとらえまして返還請求権を生ずるということになつてゐるわけでござります。したがいまして、その処理もすみやかにされるわけでござりますが、偽証といふものは、これは偽証罪が成立するかどうかということは非常に困難な問題でござります。形式的に外形的には必ずしも明確でないわけでございまして、そういう場合に直ちに処置するということはおそらく困難ではないかと思われます。偽証罪が確定するといふようなことは、本案の裁判が確定いたしました後になつてから初めて起つてくるわけでございまして、一たんケリがついた償還関係をまたくつがえすといふようなことはあまり妥当ではないのではないかといふようなことも考えられます。結局そういった法律関係の混乱を避けるといふこともございますし、むしろこれは費用の負担を命ぜられた者あるいはその偽証によって損害を受けたといふ者が、偽証した者に対する別途損害賠償の請求をすると、いふことは、これは立証はきわめて困難でござい

ましょけれども、理論的には可能でございまして、むしろ救済はそちらのほうにいくということになるのではないかと考える次第でございます。

○烟委員 民事上の偽証ですかけれども、実際に事件を担当してみると、偽証というのがほとんど明らかなる事件がずいぶんある。しかし、それが実際偽証で問題にするような例は、立証の困難等もあってなかなかむずかしいのでありますけれども、証言について記憶がはつきりしないというようなことが長い期間ではあるけれども、そうでない場合は偽証と見られる場合が非常に多い。しかし、これは結局は裁判所の裁判官の心証ということを解決する以外はない。これは意見です。

次に、訴訟の扶助制度について質問いたしました。法律扶助協会というのがござります。それの組織とか予算、扶助料の件数、それから運営の実情、法務省以外の諸官庁からも補助がなされておるのかどうか。たとえば自動車関係の運輸省からの自賠法関係の補助があると思うのです。その扶助料の基準がいろいろあると思うのですが、いかなる基準を持つてあるか。話に聞くと、生活保護を受けている人でなければなかなか扶助は受けられないというようなことを聞いておりますが、そうなるとなかなか狭くなってしまう。この辺はどういうことなのか、ひとつ総括的に答弁していただきたい。簡単でよろしくございます。

○貞家政府委員 法律扶助制度によりまして、訴訟費用あるいは弁護士報酬等の立てかえが行なわれ、また弁護士を付するということによりまして、その者の権利を保護するということになるわけでございますが、現在御指摘のとおり、財団法人の法律扶助協会が国の財政的援助を受けた事業を行なっております。法律扶助協会は、御承知のとおり本部は東京都に置かれまして、全国の都道府県の所在地、北海道にも四ヵ所ございますが、合計四十九の地方支部を設けまして全国的規模で活動をいたしております。昭和三十三年度以降は國から補助金を受けるようになつたのでございま

す。補助金のうち大部分は法務省でござりますが、自動車事故に関するものにつきましては運輸省所管のものがござります。

その実績でございますが、第1回後昭和四十四年までに扶助の申し込み件数の合計が三万一千六百六十六件、そのうち扶助決定をいたしました件数が一万二千五百十六件でございます。昨年度、昭和四十四年度の例をとつてみますと、申し込み件数が五千五百八十二件、扶助を決定いたしましたのが千九百六十八件、三五%ということになります。

なお、補助金につきましては、四十五年度におきましては、法務省所管のものが七千万円、運輸省所管のものが千五百万円でございます。

この扶助を決定いたします基準としましては、

まず資力に乏しい国民であること、それから勝訴の見込みがあるということ、それからその請求が扶助の趣旨に適するものであるといふことが要件になつてゐるわけございまして、その第一に申請に提出するときには、なかなか基準がむずかしいのでござりますが、これは現在の取り扱いといたしましては、生活保護法による保護を受けてゐる者には限らない。むしろそれは統計上は比較的少數であるようになります。結局訴訟のための出費によつて生活を脅かされるおそれのある者といふことになるわけでもございまして、多少の資産がございましても訴訟のための出費ができるないといふ人々も救助の対象にされているという取り扱いであるように聞いてゐる次第でござります。

○烟委員 いま聞くところによると、生活保護法による生活保護を受けてゐる者には限らぬ、むしろそれはわりあいに少ないといふ話をございまざいますが、これはひとつやはりそういうふうにやつて安過ぎるような感じがするのです。こういう点は少し思い切つて予算を許す限り——また実際に実績をあげないと予算も次がふえない、そういう傾

に限定すると非常に狭くなりますが、勝つ見込みがあるところで実際にこれを遂行する資力が足らぬという場合には、ひとつできるだけ広げてやつてもらいたいと思います。

それから、扶助による訴訟費用の負けた者はどうから、負けた場合の求償関係というものはどうなつておるか。それから弁護士に対してもどの程度の費用を払つておるのか。それをちょっと簡単に……。

○貞家政府委員 訴訟が終了いたしますと、扶助を受けたことから償還することになつてゐるのでござります。この償還率は、最近の正確な数字は存じませんけれども、大体五五%ないし六〇%という程度になつていてございまして、これは中には分割弁済の方法もござりますし、あるいは三年以内猶予するということも認められているようございますし、勝ちましても財産的な利益は非常に少ないという場合には、分割弁済、あるいは徴収をできないという場合もあるわけでございます。また、不幸にして敗訴になりました場合、これは統計上は非常に少ないのですが、これが現実には現実には償還請求が行なわれていないというようになっておりま

す。いま聞いておりますが、この実情はどうか。これはあまり厳格になるとせつかくの趣旨も没却されると思うのであります。訴訟救助の申し立てをする者の資力の程度、これまた生活保護を受けてゐるような人でなければ救助が認められないというよう聞いておるのです。この点は実際の運用は訴訟扶助よいもむしろ非常に厳密なんぢやないか。そういう

よりも聞いておりますが、この実情はどうか。これはあまり厳格にするとせつかくの趣旨も没却されると思うのであります。訴訟救助の申し立てをする者の資力の程度、これまた生活保護を受けてゐるようになります。この点は公害訴訟といふような場合には、証人や鑑定などの訴訟費用、そういつたものがかかるとというようなことから、訴訟上の救助は結局意味のない規定となるようになります。通常の場合においては、いわゆる生活保護を受けてるといふような人がこれに該当します。通常の場合におきましては、いわゆる生活能力なき者といふ要件になつてゐるわけでござります。しかし、もちろんこれはいろいろな事実にござります。しかしながら、弁護士に対する謝金といふのが二万八千九百円、弁護士に対する謝金といふのが四十万二千円というふうにきめられてるようでござります。しかし、もちろんこれはいろいろな事がござります。ものによりましてはこの単価を大幅に上回る、あるいはこれより少額で済むことがあります。しかし、もちろんこれはいろいろな事

件がござりますので、ものによりましてはこの単価を大幅に上回る、あるいはこれより少額で済むことがあります。しかしながら、これはひとつのふうにやつておる現状でございます。

○烟委員 訴訟救助の実績というかそういうもの

向にどうしてもあると思うのです。そこで訴訟救助あるいは訴訟扶助、こういう関係はひとつ相当思い切つてワクも広げて実績もやつぱりあげてやるようになりますと私は思います。そういうふうにひとつ運営をしてもらいたい。

いままでの訴訟扶助ですが、訴訟上の救助の制度の運用はどうなつていてるかということを聞きたいのです。訴訟救助の申し立てをする者の資力の程度、これまた生活保護を受けてゐるようになります。この点は公害訴訟といふような場合には、証人や鑑定などの訴訟費用、そういつたものがかかるというようなことから、訴訟上の救助は結局意味のない規定となるようになります。通常の場合においては、いわゆる生活保護を受けてるといふような人がこれに該当します。通常の場合におきましては、いわゆる生活能力なき者といふ要件になつてゐるわけでござります。しかし、もちろんこれはいろいろな事実にござります。しかしながら、弁護士に対する謝金といふのが二万八千九百円、弁護士に対する謝金といふのが四十万二千円というふうにきめられてるようでござります。しかし、もちろんこれはいろいろな事



れるような内容のものは、どういうものが法律で規定されておるわけですか。

○貞家政府委員 裁判所の責任によって直接にそれが手数料にはね返るといふものは、具体的にはないわけでござります。常に裁判所の過失がある場合の申し立てとかいうものがございません。結局それは事後にあってわかるところでござりますし、裁判所の過失なりや当事者の過失なりや当事者の過失なりや当事者がまざその責任を負うということになるのが通常でございまして、特に裁判所の責任によって手数料の額を左右するというような仕組みはとつておりません。

○沖本委員 この三審制度の中で、結局上告しなければならない、こういう過程に至るところのその理由ですね。それによって分けられていくと思うのですけれども、結局費用がすべて負担させられるという点が出てくるわけです。この費用の点についても、いろいろな理由が出てくるわけですが、それとも、それを上へ持つて上げなければならぬい、こういうときに、やはり本人の側の準備の不十分とか、理由の申し立てが悪かったとかいうこともあるでしょうけれども、やはりその審理の過程でまずかたといふ点も出てくるのじゃないでしょうか。そういう点について、中身ですね、いわゆる裁判所側の責任になってくるのではないかと思われるものは、法律でどういうふうに規定されているわけですか。

○貞家政府委員 司法作用でありましても、ほんとうにその過程で違法がござります場合には、これは議論はござりますけれども、国家賠償の対象になるということはあり得るかと思います。これを全く否定することはできないかと思うのでござりますが、裁判の過程におきまして、原審の判断と上級審の判断に見解の相違があつたといふことから、直ちに原裁判所の判断に違法、過失があったといふにきめつけるわけにはいかないでございまして、法律解釈といふものに相

対性があるわけでござります。それによつて違う場合もございましたし、なあ、ことに民事の控訴と訴審において原審と結論を異にしたといいまして、も、それは原審の統きでございまして、事後に新しい資料が出るところもあり得るわけでござります。

【小澤(太)委員長代理退席、委員長着席】

極端な言い方をいたしますと、本番が控訴審だから、それまで伏せておいて、控訴審で初めてほんとうの主張をするということもあるわけでございまして、なかなか、訴訟は生きものでございまして、原審か控訴審か結論が違つた、上告審で棄却されたといいましても、必ずしもその状況において、原審あるいは控訴審の判断が誤りである、過失があつたといふことは言えないかと思うのですが、その辺はまたやることはあります。ことに民事訴訟におきましては、当事者処分権主義、弁論主義がとられております関係上、事案の解決のために主張立証の責任はまず当事者にあるわけでござります。その負担といふものは当事者にせしめるといふたてまえをとつて、上告するわけでござります。

○沖本委員 たとえて言ひますと、「上告理由」の中、「上告ハ判決ニ憲法ノ解釈ノ誤アルコト其ノ他憲法ノ違背アルコト又ハ判決ニ影響ヲ及ぼスコト明ナル法令ノ違背アルコトヲ理由トスルトキニ限り之ヲ為スコトヲ得」こういふうになつております。「絶対的上告理由」という中にも、「左ノ場合ニ於テハ常ニ上告ノ理由アルモノトス」

そこで、そういう場合には、これは結論としてどうしても原審を破らなければならないわけでございますが、そういう場合に、その理由といたしましては、訴訟法に書いてありますどれかに当てはめる——当てはめるといふのが不適当であれば、その該当するものをさがすわけでございまして、たとえば審理不尽であるとかあるのは経験則違反であるといふようなものは、はなはだはつきりしない概念でござります。しかし、それは概念がはつきりしないといふことを責めるべきではない

ところを、そのために原審が大事であるといふことになります。そういう点から、その点はもう十分にあります。そういうふうに考えてもなかなかできない、どんどん長引いていく、こういうことが現実にあるわけです。そういうふうになつていく場合に、やはり原審の裁判所の審理不尽といふことにはやはり原審のほうで理解していただかなければならぬわけです。そういうふうに考えていただかなければならぬ問題ではないのでしょうか。審理の内容そ

のものよりも、そういうふうに長引いた場合に結局お金の面で困つていかなければならぬ、解決ができない、こういふうな過程に至つていく。それは事実の問題でありますけれども、こうなつた場合はやはり早くしなければならないといふ点につい

て裁判所のほうにも責任が出てくるのじやないか、こういふうに素朴に考えるわけですが、この点についていかがですか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 御指摘のとおり、裁判所といつてしましては常に訴訟の迅速な処理、



○高橋委員長 これより討論に入るのあります  
が、三法律案に対しましては討論の申し出があり  
ませんので、直ちに採決いたします。  
まず、民事訴訟費用等に関する法律案について  
採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立総員。よって、本案は原案の  
とおり可決すべきものと決しました。  
次に、民事訴訟費用等に関する法律案について  
採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立総員。よって、本案は原案の  
とおり可決すべきものと決しました。  
次に、民事訴訟費用等に関する法律案について  
採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立総員。よって、本案は原案の  
とおり可決すべきものと決しました。

次に、民事訴訟費用等に関する法律案及び刑事訴  
訟費用等に関する法律施行法案について採決いた  
しました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔報告書は附録に掲載〕

かわらず御熱心なる、また綿密なる御審査を賜わ  
りまして、しかも總員御賛成の結論を得まして、  
非常にありがたく存じます。厚くお礼を申し上げ  
ます。

○高橋委員長 次に、民事訴訟法等の一部を改正  
する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。  
○小澤(太)委員 まず第一にお伺いしたいことは  
は、裁判所法改正、この前の国会において審議さ  
れました、その際に、附帯決議として参議院にお  
いて、法曹三者との間で十分に今後は意見の調整を  
する。「今後、司法制度の改正にあたっては、法  
曹三者(裁判所、法務省、弁護士会)の意見を一致  
させて実施するように努めなければならない」と  
いうのが参議院法務委員会の附帯決議になつてお  
ります。

今回、この民事訴訟法の一部改正法律案が御提  
案になりましたが、この提案に至るまでの間には  
たしてこの三者の間の十分な意思疎通がありました  
したかどうか。最近、私ども非常に憂慮いたして  
おりますのは、とかく裁判所と日弁連あるいは法  
務省、この三者の間に円満な話し合いが進んでお  
るという雰囲気が必ずしもないのじやないかとい  
うことを、実は憂慮いたしております。そういう  
関係もございまして、この法案提出に際しまし  
て、いま申しましたような附帯決議に従つてどの  
ような努力を払われましたか。そのことにつきま  
して第一に伺つておきたいと思います。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、  
さよう決しました。

ただいま議決いたしました三法律案に関する委  
員会報告書の作成につきましては、委員長に御一  
任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、  
本件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立総員。よって、本案は原案の  
とおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました三法律案に関する委  
員会報告書の作成につきましては、委員長に御一  
任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、  
さよう決しました。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 この際、大臣から発言を求められ  
ております。植木法務大臣。

○植木法務大臣 ただいま御採決をこうむりま  
した三案につきましては、いづれも非常にこまかい  
問題、手続等の問題が主でございまして、にもか  
かんになつたと思ひます。その中にやはり十  
分な協議ができていないといふことが書いてあり  
ますし、また「法曹三者の協議等に関する経過メ  
モ」というのがあります。それを見ましても、  
これが改定する法律案に対する附帯決議に關して、今  
の国会に提出しようといふことがきましたの  
が昨年の秋でござりますが、要綱を作成いたしま  
して、昨年の十一月、大体要綱がまとまりました  
で、法務省の民事局の參事官が日本弁護士連合會  
に参りまして、事務総長と次長にお目にかかりま  
して、要綱案についての御説明をいたしましたわけ

後十分な連絡をとつていきたいといふ申し出が日  
弁連に最高裁のほうからあり、また、それに法務  
省を協議に参加させるかどうかといたることについ  
ます。

○高橋委員長 次に、民事訴訟法等の一部を改正  
する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。  
○小澤(太)委員 まず第一にお伺いしたいことは  
は、裁判所法改正、この前の国会において審議さ  
れました、その際に、附帯決議として参議院にお  
いて、法曹三者との間で十分に今後は意見の調整を  
する。「今後、司法制度の改正にあたっては、法  
曹三者(裁判所、法務省、弁護士会)の意見を一致  
させて実施するように努めなければならない」と  
いうのが参議院法務委員会の附帯決議になつてお  
ります。

今回、この民事訴訟法の一部改正法律案が御提  
案になりましたが、この提案に至るまでの間には  
たしてこの三者の間の十分な意思疎通がありました  
したかどうか。最近、私ども非常に憂慮いたして  
おりますのは、とかく裁判所と日弁連あるいは法  
務省、この三者の間に円満な話し合いが進んでお  
るという雰囲気が必ずしもないのじやないかとい  
うことを、実は憂慮いたしております。そういう  
関係もございまして、この法案提出に際しまし  
て、いま申しましたような附帯決議に従つてどの  
ような努力を払われましたか。そのことにつきま  
して第一に伺つておきたいと思います。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、  
本件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立総員。よって、本案は原案の  
とおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました三法律案に関する委  
員会報告書の作成につきましては、委員長に御一  
任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、  
本件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 この際、大臣から発言を求められ  
ております。植木法務大臣。

○植木法務大臣 ただいま御採決をこうむりま  
した三案につきましては、いづれも非常にこまかい  
問題、手續等の問題が主でございまして、にもか  
かんになつたと思ひます。その中にやはり十  
分な協議ができていないといふことが書いてあり  
ますし、また「法曹三者の協議等に関する経過メ  
モ」というのがあります。それを見ましても、  
これが改定する法律案に対する附帯決議に關して、今  
の国会に提出しようといふことがきましたの  
が昨年の秋でござりますが、要綱を作成いたしま  
して、昨年の十一月、大体要綱がまとまりました  
で、法務省の民事局の參事官が日本弁護士連合會  
に参りまして、事務総長と次長にお目にかかりま  
して、要綱案についての御説明をいたしましたわけ

ござります。これは十二月十六日ころだといふ  
うに記憶しております。それから年が明けま  
して、今年の一月九日であったと思ひますが、日本  
弁護士連合会の中に置かれております委員会、司  
法制度部会といふのがございます。そこでこの法  
案を審議するといふ御連絡がありましたので、民  
事局の係官一名がこの委員会に出席いたしま  
す。法案の内容を御説明申し上げるとともに、質  
疑応答などを行なつたわけでござります。午前中  
の部会にはそういうことで出席いたしましたが、  
午後は全体会議が開かれるというので、こちらか  
らは出席を差し控えたわけですが、あとで  
伺うところによりますと、この全体会議において  
も、内容について特に異論はなく、弁護士会の  
実質的な了承が得られたと考えてよいだろうとい  
うふうな御連絡を受けたわけでござります。今度  
の国会は御案内のとおり非常に会期が短いとい  
うので、私ども法案の作成を非常に急いでおりま  
して、その後、特にこの関係で弁護士会のほうの御  
審議も開かれなかつたために、大体了承は得られ  
るであろうと期待しておつたわけでござります。  
そうして一月の二十六日に、これは直接弁護士会  
との関係ではございませんけれども、法務省の内  
部に置かれております法制審議会の民事訴訟部会  
と強制執行部会の合同会議を開催いたしまして、  
ここでやはり今回の民事訴訟法の改正につきま  
して御説明をいたし、その合同部会の了承も得てお  
ります。この部会にも弁護士会の方が何人か参加  
しておられるわけでござります。そうしてこの法  
案の閣議提出が二月二十日といふうに予定され  
ております。この部会でも弁護士会の方が何人か参加  
しておられるわけでござります。そこでこの法  
案についての御説明をいたしましたので、法務省とい  
て、そのままこの法案を閣議決定いたしたわけで  
ござります。

先ほどおことばにありました弁護士会の要望書  
なるものがその後つくられまして、そして国会議  
員の先生方のほうに参つておられるといふことを伺  
まして、実は、はなはだ驚いたようを結果でござ  
いまして、これを聞きましした後におきましたも、

私どもといたしましては、日本弁護士連合会に参りまして、いままでの経過などから、何とかこういう形でなくおさめていただきたいということを申してあるような次第でございまして、法務省とにいたしてきましたがござります。

それから、最後にお話のございました三者協議会の問題でございます。これは当初日本弁護士連合会と最高裁判所の間でそうした協議会をつくりようというお話を進んでおつたようですがございまが、私どものほうにそのことが伝わりましたのは、一月の一正確にはちょっとと日時は覚えてはおりませんが、一月の下旬であったと思します。そこで私は、できるものならばそりといった協議会を開いていただいて、この案もこれにかけたいと考えておつたわけでござりますが、法務省といたしましては、三者協議会を設置するについては、もう少しいろいろと構成その他についてお打ち合わせをしておいたほうがいい、いま直ちに早急に、将来どういう形で運営されるかということをはつきりさせないままでつくってしまうのは、また問題になるかもしれないから、このことは一応今回の民訴の問題とは切り離して、ゆっくり三者の間で御相談をしようということになりましたので、この法案提出の際には、この三者協議会が開かれるに至らなかつた、こうじょう状態であります。

○小澤(太)委員 この提出法案に限っては三者協議会といふ形ではないけれども、実質的にはいま申されたように、昭和四十六年の一月九日に日弁連の司法制度部会に法務省の担当官が出て改正の趣旨を説明して、全然反対がなかつた。それで了承を得たものと思って、今度は民事訴訟法を法制審議会にかけた、こういうことでござりますね。

そこで、これは形式的な形の上で話し合いがいわゆる三者協議会といふ形でできなかつたにしろ、現実には意思の疎通をはかつて、その判断に基づいて提出したということで一応私も了承であります

でなしに、今後立法につれて三者協議会といふ形でいくべきものであるかどうか。これもまた日弁連からいただいたる要望書に書いてあるのでありますけれども、裁判所と弁護士会との連絡協議会はすつと開かれておるようありますが、これはどうですか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者　裁判所と弁護士会とは昨年の秋以来連絡協議の場を持ちまして、この簡易裁判所の専属管轄に属する事件についての請求異議事件、これが三十万円をこえる場合には地裁に移すという附帯決議の内容を実現したいということは伝えてございます。

○小澤(太)委員　私がお聞きしたいのは、そういう具体的な案件についてはもちろんでござりますが、一つの協議機関としての連絡協議会といふものをお持ちになつておられるのかどうかといふことと、これに法務省を参加させるについて日弁連の意見を聴取しておられるようですが、日弁連からどのような回答があつたのか。それから昭和四十六年一月二十九日には法務省から、この附帯決議のみを審議する三者協議には不参加を表明されたと書いてありますけれども、この意味は日弁連から聞かなければわからないけれども、今回の方策の審議に関するのか、今後いわゆる三者協議会といふものを持つることは不賛成であるのか、こうしたことについてのはつきりしたことがわからぬのですから、一応裁判所と法務省からお答えいただきたいと思います。

○瀬戸最高裁判所長官代理者　裁判所と弁護士会との連絡協議会は現在も引き続いて開かれておりまして、これに法務省が参加するよう裁判所も協力していく段階でございます。

○川島(一)政府委員　法務省といいたしましても、今後の問題として裁判所、弁護士会、法務省三者の協議会を持つことについてはもちろん異論はございません。その方向でいま日弁連のほうにもお話をいろいろところでございます。

○小澤(太)委員　法曹二者がよく話し合ひ、意思を疎通せながら、日本の司法行政に遺憾なきを

期する、裁判の公正あることは司法行政の公正をはかる、これは当然のこととござりますし、またそのことが願わしいのであります、とかくいろいろな風評を耳にいたしまして、必ずしもしつくり立場に立つてこそ、それを堅持しながら三者の間についていない。いつていいのは当然のこととございまして、それぞれの立場があり、それぞれの職分があるわけでありますから、その職分とその立場に立つてこそ、必ずしも見合はでできないものもありましようけれども、少なくとも了解を得る、理解を得るという努力をしながら運営されることが望ましい。現在新聞等にもいろいろ出ております。そういうことから特に痛感いたしますので、この際法曹三者、特に裁判所、法務省の両民事局長からただいま御答弁がありましたように、今後はひとつ、三者協議会という形を持つか持たぬかは別でござりますけれども、その点に遺憾ないようお願いを申し上げます。

次に、法案の内容に入りたいと思います。第一点は、簡易裁判所で成立した和解にかかる請求の額が三十万円をこえる場合にはその請求異議の訴え等の管轄裁判所を地方裁判所とするというのがこの法案の改正の趣旨でござりますが、これはどういうことでござりますか、御説明をいただきたいたいと思います。

○川島(一)政府委員 お答えいたします。

御承知のとおり、簡易裁判所は軽微な刑事案件を取り扱いますが、比較的小額を民事事件を簡易手続で迅速に処理するという目的のために設けられた裁判所でございます。したがいまして、简易裁判所で取り扱う民事訴訟いたしましては、訴訟の目的物の価額が三十万円以下の事件を取り扱うことが原則となつております。

ところで、ただいまお話を出ました、簡易裁判所で成立した和解に関する請求異議などの執行関係の訴訟につきましては、民事訴訟法に特別な規定がございまして、現在の制度のもとでは、訴訟の価額にかかわらずすべて簡易裁判所にその訴訟を提起しなければならない、こういうことに

三十万円以上の、たとえば百万円、二百万円ある  
いは千万円といった事件でも簡易裁判所にこう  
いった訴訟が係属する場合があり得るということ  
になるわけでござります。しかしながら、このよ  
うなことは、最初に申し上げました簡易裁判所に  
比較的小額な事件だけを取り扱わせる、そして簡  
易迅速に結論を得よう、こういう簡易裁判所の設  
立の趣旨にかんがみますと、必ずしも適当でない  
と思われますので、そこでこの場合におきまして  
も一般の訴訟と同じように三十万円で区切りまし  
て、三十万円以上のものは簡易裁判所ではなく地  
方裁判所の管轄にしようというのが今度の法律案  
の趣旨でございます。

なお、この点につきましては、以前から問題が  
ございまして、昨年当法務委員会におかれまして  
裁判所法の一部を改正する法律案の審議の際に附  
帯決議として、この点の検討をお求めになつたこ  
とがあるわけであります、法務省といいたしまし  
ては、そのような事情も考えまして、裁判所と協  
議いたしまして、このようを改正をいたすことと  
した次第でござります。

○小澤(太)委員 この改正法によりまして、地方  
裁判所の専属管轄に移る三十万円以上の件数はど  
の程度のものになりますでしょうか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 従来の統計により  
ますと、年間百五十件程度のものになります。

○小澤(太)委員 地方裁判所に移すのが百五十  
件、その程度ですか。これは前の衆議院の附帯決  
議の第五項にありますとおりを法の改正によつて  
実現するということをございますので、その点は  
了承できるのでござますが、次にやはり附帯決  
議の関係でございますが、衆議院の附帯決議の第  
三項に、「簡易裁判所の民事関係事物管轄の改正  
にかんがみ、裁判所は訴訟当事者の意向を尊重  
し、不動産に関する訴訟その他複雑な事件の取扱  
いについては、民事訴訟法第三十条第二項、第三  
十一条の二の活用」つまり移送の活用によりまし  
て、「簡易裁判所の管轄に属する訴訟を地方裁判

所において処理しうるよう努めるとともに政府及び裁判所はこれに關する法改正についても検討すること。」また參議院におきましても同様の附帯決議をしております。

この点につきましては、法務省においても検討を加えておられると思ひますが、今回の法改正にはそのことが出ておりません。これはどのような扱いをされるつもりでござりますか、お聞きいたしたいと思います。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 附帯決議の趣旨は、まず運用をしつかりやれ、それで足りなければ立法も考えろという趣旨と存じまして、まず裁判所としては自序処理ないしは裁量移送の制度を大いに活用しようといつたてまして立ちまして、その旨の通達も出し、中央合同を開き、あるいは本年に入りましてはブロックの簡易裁判所判事会を開きまして、もし簡易裁判所の事件であつても地方裁判所で受理してもらいたいという要請があつた場合には、なるべくこれを受理しあつたまえをとつております。また、簡易裁判所の管轄に属する事件でございましても、複雑困難なものは地方裁判所に移送をしようということを、年未までの間に要請受理によりまして地方裁判所が受け付けた事件が、一ヶ月平均百七十五件、裁量移送によつて簡裁から地裁に管轄が動かされた事件が百二十四件、合計三百件程度のものが、本来簡裁の管轄のものを地裁で処理しているという実情でござります。なおこの運用の状況をさらに見きわめた上で、立法の要否ということを検討していくべきないと存じている次第であります。

○小澤(太)委員 それでは、ただいまのところ立派な議論の趣旨を達成していきたい、こういうお考えでございます。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 そのとおりでござります。

○小澤(太)委員 御承知のとおり、民事裁判ます決定書、命令書、調書等の署名押印を記名押印にかえることになるのであります。これが改定する理由について御説明をいただきたいと思ひます。

○川島(一)政府委員 御承知のとおり、民事裁判者が署名捺印するといふことが法律で定められております。最近、裁判所の事件がかなり増加しておりますので、それに伴いまして、このようにして作成される書類も相当の数に増加いたしております。ところで、民事裁判関係以外の文書の作成方法といふものを見ますと、必ずしも常に署名捺印が必要とされています。むしろ記名捺印で

要求されておるとは限らない。むしろ記名捺印でまかなかつておるもののが非常に多いわけであります。たとえば商取引の分野におきましては、手形小切手の場合はもちろんすべて記名捺印でよくあります。それからまた官庁関係の文書におきましても、これは行政官庁のみならず特許審判のようなものも含めまして、非常に広い範囲において記名捺印制度が採用されてあります。それからまた同じ裁判の分野におきましても、刑事裁判の関係では、昭和二十六年に規則の改正がございまして、それによって判決書以外の文書につきましては、ほとんどすべてが記名捺印でよいということになつておるわけでござります。

最近いろいろ文書の型なども変わつてしまつま

したし、またいろいろ文書の整理の方式その他も変わつてしまつました。それから民事裁判の手続の面でもいろいろ改良が行なわれておりますが、ひとりこの署名捺印の点だけが、明治時代の昔から民事裁判の分野ではずっと取り残されておるわざでござります。この点を何とかしたいといふのが裁判所の現場の要望であるというふうに聞いております。裁判所で特に忙しいところでありますと、一人の裁判官が一日のうちに何十となく署名をしなくてはならない、こういうところもあるよ

うでござります。そこで民事裁判につきましては、判決書を別といたしまして、それ以外の文書については、原則として記名捺印でもよいといふことにしていただけると非常に裁判事務の近代化がはかれるのではないかと考えまして、このような改正をお願いしたわけでござります。

○小澤(太)委員 記名捺印と署名捺印はどういうふうに違うのですか。

○川島(一)政府委員 署名捺印といふのはその作成者がみずから自分で氏名を記載いたしまして、そして判を押すことになりますが、記名捺印の場合には、名前を書くほうは必ずしも本人が記載しないでもよい、あるいはタイプに刷つたものに判を押しても記名捺印になりますし、またゴム印を使つて名前の部分を表示して、それに判を押す、これでもよいわけであります。ただいづれにいたしましても、捺印の関係は、これは自分で判を押すことになります。記名の部分をみずから記載するか、あるいは他人に記載してもらつてもよいかどうの違いであります。

○小澤(太)委員 署名ならば必ず自分が書かなければならぬ。記名の場合は印刷をしてあつてもよろしく。捺印ですが、これは必ず本人が押さなければならぬものだと思うのですが、間々書記官に預けつけなしで押さしておるといふ例もあつたようになります。そういうようなことは厳

格に、捺印はみずから押すんだといふことははつきりとしてあるわけですか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 そもそも裁判書といふものは、裁判官がみずからその内容を決定した上で慎重に作成すべきものであることは言うまでもないこととございまして、今回の改正によつてその点は全く変わらないのです。必ず裁判官がその裁判書に目を通して、内容を確認した上でみずから捺印をするということは、従来といふとさかも変わることはありません。ただ、從来は署名した上で印を押していた、それが記名に

裁判書の内容の決定や判を押すということを他人印を押すという違いがあるだけでございまして、

裁判書の内容の決定や判を押すことを他人に代行させるようなことは決してあり得ないわけ

でござります。これは裁判官に課せられた義務でござりますし、また、裁判実務において確立したことにしていただけると非常に裁判事務の近代化がはかれるのではないかと考えまして、このよう

な改正をお願いしたわけでござります。

○小澤(太)委員 とにかく書記官判決とかいわれて

おりまして、裁判官がこういう決定書、命令書等は書記官にまかせきりであるというようなことを

取り扱いでもございまして、これは従来と少しも

変わりはございません。

○小澤(太)委員 とにかく書記官判決とかいわれて

おりまして、裁判官がこういう決定書、命令書等は書記官にまかせきりであるというようなことを

取り扱いでもございまして、これは従来と少しも

変わらぬことです。

&lt;

事につきましても、同じようて改正をしたほうがよからうという意見が出てまいりました。そこで、昭和二十九年に、実は民事訴訟法の改正法案を当時提出いたしております。ところが、その際には、今回の法案とは異なりまして、署名捺印をするかどうかといったような点についてはすべて民事訴訟法の中から落としてしまって、そうしてそれは別途最高裁判所の規則で定めます。ところが、その法案を審議された委員会におきましては、現在法律できまつている事項をわざわざ落としてしまって、そうして規則に譲るといふことは問題があるという御意見が多数でございました。ところが、その結果その点の改正は見合わせるといふことになつたのでござります。そういう経過がござります。

○小澤(太)委員 そういう経過で、昭和二十九年の提案はまとめて規則にゆだねるという改正案だったのですが、それが否決されたと、どう形になつておりますので、今回は規則による点なしに法律でもつてこの改正をしようという趣旨だと了解いたします。

そこでお尋ねしたいのは、せつかくこのようない法改正をいたしまして記名押印にかかることがであります。これはできるですから、原則はやはり署名捺印だと思うのです。原則と例外という形に考へていいかと思ひますが、実際上の能率の向上といふような効果からすれば例外を多く認めたほうが法改正の趣旨に合うと思ひます。が、しかし一面、裁判書につきましても相当重要なものもありますし、重要でないものもある、何もかも簡素能率化ということで記名押印にかえてしまふといふことになると、これまた趣旨に反する、裁判の信頼と申しますか、そういうものにもかかわってまいります。したがいまして、その間をどのように扱い、仕分けていくかといふ問題があらうかと私は思ひます。

まず、それより先に、かりにこの法案が通つたとしまして、どの程度の件数が記名押印の対象に

なるものか、ちょっとその数字をお知らせいた

きたいと思います。

とどうよろな疑念もござります。

この二点をひとつ簡単にお答えいただきたいと思います。

には、年間調書の件数が百七十万件、決定、命令の件数が約百万件でございます。

○小澤(太)委員 それは全部を記名押印の対象にしますと、いたと、いわゆる軽微なものとして考えて百七十万、百万件ということになるわけでござります。その件数が百七十万件ということとござります。

それから、決定、命令が百万件と申し上げましたのは、全決定、命令の事件数全部でござります。

○小澤(太)委員 時間がございませんので、あとは少しあて質問いたしましたと思ひますが、先ほど言ひかけました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものと、いう区別はどういうふうにつけるかといふ問題があらうかと思ひます。

○小澤(太)委員 たとえば仮差し押え、仮処分決定あるいは強制執行の停止、取り消しまたは執行の決定等の事項は、相當重いものがあると思ひます。そのきめ方をどういうようするのか。あるいは規則によつてきめるのか。あるいは裁判官だと思ひますから、各裁判官の判断で運用の面で適切な処置をとりたい、こう考えている次第でござります。

○小澤(太)委員 運用の面で適切な処置をとられると言われますが、それは各裁判官個人の判断であります。あるいは裁判所として裁判官会同等の機会にお互いに議論をし合つて、この程度のものは署名にしましようというような一つの基準といふものを自主的におきめになるのかどうか。こういう点が、何か個人だけにゆだねるということもどうかと思うのですが、どういうようなお考へか、聞きたいと思ひます。

○小澤(太)委員 まだいろいろ伺いたいことがあります。時間が関係でこれで終わりたいと思ひますが、冒頭にお願い申し上げましたように、どうぞ法曹三者の間で十分な意思疎通をはかることを今後とも積極的に進めていただきたいと思ひます。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 調書百七十万件と申し上げましたが、調書については本改正法によりまして裁判官の押印のみになるわけでござります。その件数が百七十万件ということとござります。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 申しまでもなく、裁判書といふものはその結果を表示するものにはかかるといふことはひとつはかつていただきました。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 申しまでもなく、裁判において大事なことは、慎重な審理とその結果下される判断内容にあるのでございまして、裁判書といふものはその結果を表示するものにはかかるといふことはあります。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 申しまでもなく、裁判官が裁判書に署名することは無理からぬことかでござります。裁判官が裁判書に署名するか記名押印するかで、事件の審理が慎重になつたりあるのは軽率になつたりするわけのものではございません。署名するか記名するかといふことは単なる方式の問題にほかならないでございまして、判断内容とは何らの関係がないわけでござります。それゆえ、重要な決定については必ず署名しなければならないといふ根拠は、われわれはこれを見出すことができないわけでござります。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 しかし、裁判官の下します裁判書に裁判官の署名がほしいということは、争つている当事者としては望むのは無理からぬことかと存じますので、これらの当事者の心情ないし国民感情を考慮しまして、運用の面で適切な処置をとりたい、こう考えている次第でござります。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 おやりになりますか、あるいは裁判所として裁判官会同等の機会にお互いに議論をし合つて、この程度のものは署名にしましようというような一つの基準といふものを自主的におきめになるのかどうか。こういう点が、何か個人だけにゆだねるということもどうかと思うのですが、どういうようなお考へか、聞きたいと思ひます。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 この点は、裁判官会同等で大いに裁判官と話し合いたい、こう存じて、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十六分散会